

Title	ポール・H・ベイク アントレーグ伯と一七八九年におけるフランス保守主義の失敗
Sub Title	
Author	渡邊, 国広
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1952
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.45, No.6 (1952. 6) ,p.431(69)- 433(71)
JaLC DOI	10.14991/001.19520601-0069
Abstract	
Notes	論文紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19520601-0069

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

本國、自治領、植民地間の摩擦としては次のような事實が指摘されている。先ず資源的にいつてコモンウェルスはその内部に多くのものをもつとはいいながら、それでも完全な自給自足は不可能である。そこでこれらの資源の開発が、自治領政府、植民省、及び植民地政府によって科學的、實踐的問題となつていゝる。一九四八年の英國議會の祕密豫算委員會は、植民地開發には資金と、それをバックする人員と資材と、更に植民地人の協力が必要である、と報告している。(p. 156) しかし、開發され、工業化された自治領と植民地が、英本國と、或いは自治領植民地相互にとつて競争者として立ち現われる恐れはないであろうか。この點に著者は何等觸れるところはないが、各メソバ間の協力と協議によつて十分な解決が與えられるかどうか疑問である。更に貿易上の問題として、例えばカナダとニュージーランドは工業的發展が特に戦争により促進されたとはいふものの依然として農業國である。もしカナダが依然としてその主要産業製品たる農産物を、依然としてその主要市場たる英本國に販賣しつづけるとすれば、貿易のバランス上、カナダは英本國から工業製品を輸入しなければならぬ。(p. 158) しかも自治領の工業化は自國の完全雇傭と安全保障のためにも、又廣大な天然資源を増大する人口からいつても必然のコースである。更に世界的不況と失業の時期に、農産物價格と工業製品價格との間の差、所謂シェーレの存在は、英本國に比べて自治領の

立場を不利にする。この事實は英本國に對して支拂わねばならぬ資本利子の問題と相俟つて自治領をして經濟的ナショナルイズムの方向をとらせるに至る。(p. 158) この問題は自治領産業の保護育成の問題と共に關稅を廻つて、自治領の保護關稅政策と英本國の主張する自由貿易政策との矛盾を導くのである。コモンウェルスの各員は、その工業と農業が擴張し、その國民の生活水準が改良され、その國民經濟が世界貿易並びに世界經濟組織と一層密接な關係になるにつれて、その外國貿易を増大せざるをえない。(p. 158) 例えは第二次大戰前英本國は合衆國に對する輸出の六倍を合衆國から輸入していた。(p. 205) カナダと南アフリカも亦合衆國に對し輸入超過であり、オーストラリアとインドはやや輸出超過、ニュージーランドは輸出入バランスがとれていた。之に反し植民地と從屬地(Dependent)は原料、熱帯食物の輸出により、合衆國に對し大きな輸出超過をもつていた。これに南アフリカから合衆國への金の積出しと、合衆國旅行者のカナダに落す金と、英本國の船舶とその他「眼に見えない」(Invisible)輸出によつて、正常な年においては全コモンウェルスと合衆國との間の貿易バランスが究極において保たれていたのである。(p. 206) 一九二八年においてコモンウェルスの全貿易の四分の二がコモンウェルスのメンバー間の貿易であり、四分の三が外國との間に行われた。(p. 198) 外國貿易の占める比重の問題と、コモンウェルス開發に要

する資本の問題で、今やアメリカ合衆國の姿が大きく浮び上つてきている。カナダやオーストラリアのような自治領が、ある場合にはその姉妹自治領との關係よりも、外國と一層密接な關係に立つようになる可能性が存在する。(p. 254) のである。

* * *

移民問題、防衛の問題もコモンウェルスの解決しなければならぬ問題である。植民地問題は二度の大戦を経て世界の輿論が之に對し強い關心を向けるようになり、植民地は次第に國際的機關の信託下におかれるようになつてきている。そして「イギリス植民地並びに從屬地は、彼等自らの足で立ち、彼ら自らの事柄を處理できるようにする迄、英本國により統治されるであらう」(p. 167) 植民地人をこのような地位に迆向させるために援助することを目標とするイギリスの植民政策は「世界の輿論と實踐の發展のラインに沿つて」(p. 176) いると主張されている。

植民地の内部的發展と世界の情勢の變化により、英本國の各植民地に對する緊縛力が弛み、この事態に即應してブリテイッシュ・エムパイアはブリテイッシュ・コモンウェルスへと變化した。しかし各構成要素間の問題解決は協力を協議によることが説がねがらぬ、なお全體を統一さすべきものかを求めなければならぬ。このことが本書の著者をして政治組織の背後に横たわる理念を求め、之を強調させた所以に外ならないと思

ジョン・コートマン『英連邦の家族的結合』

われる。そしてこの統一理念については英國人である著者の力説にも拘らず、我々にとつて十分納得できるものとは云い難い。この問題については未だ考究すべき多くの餘地が残されている。(一九五二年一月)

論文紹介

ポール・H・ベイク

『アントレーグ伯と一七八九年に

おけるフランス保守主義の失敗』

(Paul H. Beik, "The comte d'Artois and the Failure of French Conservatism," American Historical Review, Vol. LVI, No. 4, July, 1951, pp. 767-787.)

西歐諸國においては第十五世紀に早くも封建勢力を克服して王權が伸張し、國民的統一への思想傾向が助長されると共に、同一民族を根幹とする中央集權國家の成立を見た。國王は殘存封建勢力を吸収し、市民階級の有力な支持を得て、絶大な權力と經濟力を掌握し、強力な軍隊と官僚制度との上に、急速に卓越した地位を築き、遂には絶對的權力を保持し、自由にこれを行使し得る迄になつた。國王大權は無制限に擴大して行つた。一切が國王一身に集中した。國王は國家財政を統監する唯一の當事者となつて、國費を自由に處分することが出來た。如

六九 (四三二)

何なる事業も國王の必要に奉仕せしめられた。課税權は專斷的に行使され、裁判權は濫用された。然しこれ等に依つて恩惠を受けた特定の一部を除けば、如何なる身分に屬する人々も、特に新興市民階級はかかる状態に甚だ不満であつて、自由な活動領域を獲得して自己の經濟的向上を實現しようという欲求は、この種の人々の間において意外に根強かつた。封建階級も亦既得權の繼續を主張し、王權のかかる發展に對して極力反對したのであつた。

フランスに絶對王政が確立されたのは、ブルボン朝の開始に依つてであり、ルイ十三世を経て、ルイ十四世に至つて極點に達した。ブルボン朝の開祖アンリ四世は宗教戰爭直後の困難な時期に即位し、シュリー及びラフマの助力を得て、王權の復興・財政の確立・經濟的繁榮の復活等々、なすべき多くの事業に不撓の意志を以て當り、相當な業績があつた。然しフランスが中央集權國家として眞に目覺しい發展を遂げたのは、大方リシュリウの努力に負つた。ルイ十三世の治世の後半に登場したこの宰相は、經濟面において見るべき何等の成果も擧げ得なかつたが、君主權の擴大を促進したという意味で、政治面における業績には特に顯著なものがあつたのである。フランスはこの時期に有力な貴族の追放乃至處刑を敢行したばかりでなく、三部會の廢止・最高法院の權限の縮小・新教徒の彈壓等々、總じて王權の運營を妨害する一切の邪魔物を排除したのであつた。

た。ルイ十四世時代に入つて、先づマザランが登用され、リシュリウの政策を踏襲したが、治世方針の失敗から殘存封建勢力の猛烈な反對に遭遇した。尤もフロンドの亂と呼ばれたこの一揆は間もなく鎮壓され、亂後直ちに政界に復歸したマザランは困難な國際政局を調整し、以てフランス王權の擴大に貢獻したのであつた。マザランの死後、ユルベールがルイ十四世の側近として手腕を振つたが、國王のこの愛顧者は各種産業の國營を斷行して國王の經濟力を培養し、官選の知事に各州の行政を擔當せしめて國王の政治力を強化し、以て國王大權の擴大を企圖すると共に封建的殘滓の徹底的な驅逐を意圖したのであつた。然し自由な過去を経験したことのある封建階級が、王權のかかる發展の前に意氣沮喪する筈はなく、没落の運命にあつたこの階級も、將來を期して實力を蓄積しつつあつた新興階級と同じく、自己の身分を維持するため各自の置かれた地位・各自の持つ權利の合理性を説明することに懸命となつたのであつた。例へば、サン・シモンは王權の意外な發展に當惑し、かかる傾向を促進せよという不逞分子の介在を見て酷く落膽した。改良された社會の實現を空想した著名なこの貴族は、當面のかかる事態の不當な所以を説明し、フランス人のうち特に貴族は征服者フランク族の後裔であつて、既に王國成立の當初において征服の權利に依つて財産と特權とを保持し、國王と立法權を共有してゐるが、一方これに對し第三階級は被征服民ゴイ

ル人の末裔であつて、對等の權利を要求することは最初から無理な相談であつたし、又フランスをローマ人の支配から完全に解放して獨立國家たらしめたのは、フランス貴族の祖先に當るフランク人にほかならないのであるからこの絶大な功績に對しても國王はその既得權を侵害してはならないといつてゐた。同一の理由からブーランヴィリエは立法權が大貴族に依つて、又最高法院の權限が小貴族に依つて行使されるべきことを強調し、この階級が如何なる他の階級からの掣肘も及ばない特別に高い地位にあつたことを指摘した。フランス史の事實から一方的に類推されたサン・シモン、ブーランヴィリエのかかる議論は、然し第十八世紀の他の貴族達に依つても好んで利用され、王權を制限しようといふ殘存勢力の果無い野望の唯一の理論的基礎となつたのであつた。

又保守陣營を代表して闘つた有力な貴族の一人にアントレグ伯があつた。一七八八年の大著「三部會に關する覺書」に依つて特に著名なこの論者は、自己の屬する封建階級の勢力を維持するためにも絶對制には反對であつて、そのための手段として、既に廢止された三部會の復活に依る國王大權の再度の掣肘を畫策したのであつた。即ちこの著者に依れば、國王は豫算の編成に當つて三部會を招集する必要がある、法律の制定・變更、公債の募集、課税の決定は三部會の協賛を得なければならぬのであつて、若し三部會がなければ、暴動が各階級の最後の手

段となるから、國家が危險に直面して社會秩序が紊亂した場合には、縱令國王の要請がなくとも三部會は開催されなければならないのであつた。三部會を繞るかかる議論は然しアントレグ伯に依れば、「神の御手に依つて人間の心中に書かれた」諸原則でもあつて、侵害の出来ないことは絶對君主においても同様であつたのである。

保守派の勢力は大革命直前のフランス社會において意外に根強く、殘存封建勢力の執拗な反抗に革命分子は狼狽したが、結局において保守主義者は没落の運命にあつた。但し革命は、有能な市民上層部との連絡に成功した保守勢力の存在に依つて益々悲劇化され、感々長期化されて行つた。従つて若しも執拗な封建勢力のかかる介在がなかつたならば、革命の慘劇は多少とも緩和されたに違ひない。(渡邊國廣)

リチャード・O・オスボーン
『小企業への申立』

(Richards C. Osborn, The Plea For Small Businesses, The Accounting Review, Vol. XXVI, No. 4, October, 1951.)

小企業の問題が、アメリカにおいて世間の注目をうけるに至つたのは、せいぜい最近三十年以來のことである。一九三三年の大恐慌は、小企業の凡そ八四%を倒産せしめる程のものであ